

広島県告示第二百九十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
株式会社ライスはただ	三原市	三原市久井町羽倉字足登路二八五七番一ほか一二筆	一九、四九六
村上 丈次	尾道市	尾道市因島中庄町字油屋新開ヲ印四八二七番一ほか五筆	四、九一五
農事組合法人うが	三次市	三次市甲奴町宇賀字宮ヶ谷九五八番一ほか二筆	六、〇二八
農事組合法人むろだに	三次市	三次市布野町横谷字室一一六七番一ほか六筆	九、一二七
農事組合法人辻塚	三次市	三次市廻神町一八五六番二ほか四筆	七、九九七
株式会社福田農場	三次市	三次市向江田町八一一番一ほか一九筆	三四、八六五
農事組合法人三若	三次市	三次市三若町四五八番ほか一筆	七、三一
合同会社安田農産	三次市	三次市小文町一二番一ほか四〇筆	二八、九八三
株式会社岡崎ファーム	庄原市	庄原市東城町栗田字杉疇三七九〇番ほか一一筆	一七、五六九
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字中通一六〇番ほか三筆	五、六三〇
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町羽佐竹字横山一〇二一一番三ほか四筆	一一、九六三
株式会社vegeta	庄原市	安芸高田市高宮町羽佐竹字城山一〇〇七三番一ほか三筆	九七、一〇二
株式会社やまのまんなかだ	山県郡北広島町	山県郡北広島町本地字葭原五九六二番一ほか二筆	七、二七九
有限会社北広島町農林建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町有田字下小南三三三二番一ほか七筆	一六、三九〇
合同会社今吉田ファーム向井	山県郡北広島町	山県郡北広島町今吉田字浜後一三〇一番ほか一一筆	一六、八八三
農事組合法人せら富士屋	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字城ヶ鼻五〇番一	一、二八三
農事組合法人聖の郷かわしり	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字川尻字宮野沖一八一二番七ほか三筆	五、四八二
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小国字潮音地一七一七番一ほか三筆	九、一七四

農事組合法人風舎	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字宇津戸字 藤ノ木六九二番ほか五筆	一〇、六一〇
世羅郡世羅町	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字本郷字出 口一三九二番三ほか一二筆	一三、四六六

二 認可年月日

令和四年四月六日